

これまでの議論を踏まえた カリキュラム等の改善について

- 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について …… 1
- 臨床実習の在り方について …… 11
- 専任教員の見直しについて …… 18
- その他について …… 24

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(1) 総単位数、最低履修時間数については、以下としてはどうか。

○追加カリキュラム（案）

番号	教育内容	分野	前回議論		細野構成員案	
			単位数	時間数	単位数	時間数
①	高齢者の生理学的特徴・変化	専門基礎	1	15	1	30
②	競技者の生理学的特徴・変化	専門基礎	1	15		
③	柔道整復術の適応	専門基礎	2	30	2	30
④	柔道整復術の適応	専門	2	30	2	30
⑤	社会保障制度（保険の仕組み）	専門基礎	1	15	1	15
⑥	職業倫理	専門基礎	1	15	1	15
⑦	外傷の保存療法	専門	1	15	1	15
⑧	物理療法機器の取扱い	専門	1	15	1	15
⑨	高齢者の外傷予防	専門	1	15	1	30
⑩	競技者の外傷予防	専門	1	15		
⑪	臨床実習	専門	3	135	3	135
合 計			15	315	13	315

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

○既存カリキュラムの見直し（案） 細野構成員案

番号	教育内容	分野	単位数	(時間数)
①	疾病と傷害（疾病各論）	専門基礎	△1	△15
②	保健医療福祉と柔道整復の理念 （柔道整復の歴史）	専門基礎		△15
③	基礎柔道整復学 （骨・関節等の構造と機能）	専門		△15
合 計			△1	△45

■総単位数（案）

・ 現行	85 単位
・ 追加カリキュラム（案）	+ 13 単位
・ 既存カリキュラムの見直し（案）	△ 1 単位
・ <u>総単位数の見直し（案）</u>	<u>97 単位</u>

■最低履修時間数（案）

・ 平成12年指定規則改正前の履修時間数	2, 480 時間
・ 追加カリキュラム（案）	+ 315 時間
・ 既存カリキュラムの見直し（案）	△ 45 時間
・ <u>最低履修時間の設定（案）</u>	<u>2, 750 時間</u>

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(2) 追加カリキュラムが実際に教育されるよう担保するため、指定規則等の見直しについては、以下としてはどうか。

指定規則見直し（イメージ）

現 行			見直し（案）				
教育内容		単位数	教育内容	単位数	備 考		
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	基礎分野	科学的思考の基盤	1 4		
	人間と生活			人間と生活			
専門基礎	人体の構造と機能	1 3	専門基礎	人体の構造と機能	1 4	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。	①②
分野	疾病と傷害	1 2	分野	疾病と傷害	1 1		①
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7		柔道整復術の適応	2		③
				保健医療福祉と柔道整復の理念	8	職業倫理を含む。	⑥②
			社会保障制度	1		⑤	
専門分野	基礎柔道整復学	9	専門分野	基礎柔道整復学	1 0	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。	⑦③
	臨床柔道整復学	1 4		臨床柔道整復学	1 7	物理療法機器の取り扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定を含む。	④⑧
	柔道整復実技 (臨床実習を含む。)	1 6		柔道整復実技	1 6	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術実技試験を含む。	⑨⑩
				臨床実習	4		⑪
合 計		8 5	合 計		9 7		③

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

指導ガイドライン見直し（イメージ）

専門基礎分野

教育内容	単位数	教育の目標
人体の構造と機能	14	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
疾病と傷害	11	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。
<u>柔道整復術の適応</u>	2	<u>適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。</u>
保健医療福祉と柔道整復の理念	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。
<u>社会保障制度</u>	1	<u>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</u>

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

指導ガイドライン見直し（イメージ）

専門分野

教育内容	単位数	教育の目標
基礎柔道整復学	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、体系的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。
臨床柔道整復学	17	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関する社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。
柔道整復実技 （臨床実習を含む。）	16	種々の外傷に必要な予防（ <u>高齢者、競技者等</u> ）と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関する社会的要請の多様化に対応できる <u>臨床的観察能力、分析力技術</u> を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。
臨床実習	4	<u>柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。</u>

(参考) 他職種における臨床実習・臨地実習の教育目標

職 種	教 育 目 標
診療放射線技師	<p>診療放射線技師としての基本的な実践能力を身に付け、併せて、施設における放射線部門の運営に関する知識・分析力等を養うとともに、被験者及び患者への適切な対応を学ぶ。</p> <p>また、医療チームの一員として責任と自覚を養う。</p>
臨床検査技師	<p>臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の運営に関する知識を習得し、被験者との適切な対応を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</p>
理学療法士 作業療法士	<p>社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。</p>
視能訓練士	<p>基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</p>
臨床工学技士	<p>臨床工学技士としての基礎的な実践能力を身につけ、医療における臨床工学の重要性を理解し、かつ、患者への対応について臨床現場で学習し、チーム医療の一員としての責任と役割を自覚する。</p>
義肢装具士	<p>義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。</p>
救命救急士	<p>修得した知識、技術を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な接遇を習得し、医師の指示の下で病院前救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養う。</p>

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(3) 最低履修時間の設定に伴う指導ガイドラインの見直しは、以下のとおりとしてどうか。

指導ガイドライン見直し（イメージ）

「7 授業に関する事項」に以下を追加

教育課程の編成に当たっては、●●単位以上で、●, ●●●時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(参考) 他職種における最低履修時間数の指導ガイドラインの記載

職 種	指導ガイドライン
看護師	教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、 <u>97単位以上で、3000時間以上</u> の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、65単位以上で、 <u>2180時間以上</u> の講義、実習等を行うようにすること。
言語聴覚士	教育課程の編成に当たっては、 <u>基礎分野12単位以上で360時間以上、専門基礎分野29単位以上で840時間以上、専門分野(臨床実習を除く)32単位以上で945時間以上、臨床実習12単位以上で480時間以上及び選択必修分野8単位以上で210時間以上</u> の講義、実習等を行うようにすること。

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(4) 通信教育（放送大学等）を活用できるように、指導ガイドラインを以下のとおり見直してはどうか。

指導ガイドライン見直し（イメージ）

5 教員に関する事項

(2) 指定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに適当であると認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

ウ 7単位以内に限り、職業教育上施設長が必要と認める者

「7 授業に関する事項」に以下を追加

放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表2の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位数を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

・ あん摩マッサージ指圧師 等

(参考) 柔道整復師学校養成施設指定規則 (昭和四十七年五月十三日文部省・厚生省令第二号)

別表第一 (第二条関係)

備考

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第二条第一項の規定により認定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは養成施設、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

(参考) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

第6 教育に関する事項

3 単位制

(2) 単位の認定

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができること。

2. 臨床実習の在り方について

- (1) 臨床実習指導者講習会の開催指針については、以下としてはどうか。
- (2) また、経過措置については、どう考えるか。

臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
※講習会を主催する責任者
※(2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
※企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
※企画、運営、執行等に協力する者
※講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

2. 臨床実習の在り方について

3. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ①講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ②一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- ③参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ①柔道整復師養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ②臨床実習の到達目標と修了基準
- ③施術所における臨床実習プログラムの立案
- ④臨床実習指導者の在り方
- ⑤臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥その他臨床実習に必要な事項

2. 臨床実習の在り方について

5. 講習会の修了
講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

1. 講習会の主催者が交付する修了証書については、任意の様式とする。
2. ただし、厚生労働省による修了証書を交付しようとする主催者は、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- ①講習会の名称
- ②主催者、共催者、後援者等の名称
- ③開催日及び開催地
- ④講習会主催責任者の氏名
- ⑤講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥講習会の目標
- ⑦講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
- ⑧講習会の概要（グループ討議の成果及び発表の結果を盛り込むこと。）

2. 臨床実習の在り方について

[前回までの議論の内容]

○臨床実習施設（案）

養成施設附属臨床実習施設及び施術所を基本とし、医療機関（整形外科又は救急に限る。）、スポーツ施設（スキー場等の救護所等）及び機能訓練施設（機能訓練施設にあつては1単位を超えない範囲に限る。）

○臨床実習施設の要件（案）

- (1) 養成施設は、各施術所における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者（柔道整復学校養成施設指定規則別表第二において専門分野を教授できる者（以下「専任教員」という。）であるものに限る。）を1名以上配置すること。
- (2) 附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所は、
 - ①臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - ②5年以上の開業経験があること。
 - ③実習指導者は、専任教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会（仮称）」を修了した柔道整復師であること。（16時間以上の講習会）
 - ④過去1年間の施術日の平均受診者数が30名以上であること。
 - ⑤臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - ⑥療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - ⑦臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。
- (3) 附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して申請を行うこととする（変更の場合は変更申請）。

2. 臨床実習の在り方について

(3) 臨床実習の拡大に伴う、指定規則等の見直しについては、以下のとおりとしてどうか。

指定規則見直し（イメージ）

「第2条（指定基準）」に以下を追加

- 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

（参考）他職種における臨床実習の指定規則の記載

職 種	指 定 規 則
理学療法士 作業療法士	<ul style="list-style-type: none">○ 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。○ 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none">○ 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。○ 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

2. 臨床実習の在り方について

指導ガイドライン見直し（イメージ）

8 実習に関する事項

- ~~（1）一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。~~
- （●）臨床実習施設として、附属の臨床実習施設、柔道整復を行う施術所及び医療機関等の実習施設を確保すること。
- （2）附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であつて、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。
- ~~（3）養成施設以外での実習が行われていないこと。~~
- （●）医療機関等とは、整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の救護所などのスポーツ施設、機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設をいうこと。
- （●）臨床実習は、附属の臨床実習施設または柔道整復を行う施術所で実施することを基本とし、機能訓練指導員を配置する介護施設においては1単位を超えない範囲に限ること。
- （●）養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者（柔道整復学校養成施設指定規則別表第二において専門分野を教授できる者（以下「専任教員」という。）であるものに限る。）を1名以上配置すること。

2. 臨床実習の在り方について

指導ガイドライン見直し（イメージ）

8 実習に関する事項

（●）柔道整復を行う施術所は、次の要件を満たしていること。

① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。

② 5年以上の開業経験があること。

③ 実習指導者は、専任教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師であること。

④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が30名以上であること。

⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。

⑥ 過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。

⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

（●）附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して届出ること。なお実習施設が変更になった場合にも届出ること。

3. 専任教員の見直しについて

(1) 専任教員（柔道整復師）の教授できる範囲については、以下のとおりとはどうか。

○現 状

分野	教授するのに適当と認められる者	教授できる範囲
専門基礎分野	・ 医師	
	・ 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者	
	・ <u>柔道整復師</u> の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者	保健医療福祉と柔道整復の理念 （医学史、関係法規、柔道のみ）
	・ <u>歯科医師</u>	臨床医学以外
専門分野	・ 担当科目を含む分野を専攻する <u>大学の教員</u> （助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）	
	・ <u>医師</u>	
	・ <u>柔道整復師</u> の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者	
	・ 担当科目を含む分野を専攻する <u>大学の教員</u> （助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）	

3. 専任教員の見直しについて

○見直し（案）

以下について、専任教員（柔道整復師）の教授範囲に追加してはどうか。

- ・今回新たに追加する「社会保障制度」
- ・人体の構造と機能（解剖学）のうち、運動器系の構造に関する事項
- ・人体の構造と機能（運動学）のうち、運動器の機能に関する事項
- ・疾病と傷害（リハビリテーション医学）のうち、高齢者運動機能の維持・回復に関する事項

（参考）他職種における教授できる範囲等

職 種	教授できる範囲等
看護師	○看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。 ○各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 義肢装具士	○教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
理学療法士 作業療法士	○教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
視能訓練士	○教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。

3. 専任教員の見直しについて

指定規則見直し（イメージ）

別表第二 （第二条関係）

専門基礎分野

柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者（人体の構造と機能、疾病と傷害、保健医療福祉と柔道整復の理念及び社会保障制度を教授する場合に限る。）

指導ガイドライン見直し（イメージ）

5 教員に関する事項

（4）指定規則別表第2 専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、社会保障制度並びに柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成12年文部省・厚生省令第4号）による改正前の指定規則別表第1 専門基礎科目の項に規定する解剖学のうち運動器系の構造に関する事項、運動学のうち運動器の機能に関する事項、リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項、医学史及び専門科目の項に規定する関係法規又は柔道のみ教授できること。

3. 専任教員の見直しについて

[前回までの議論の内容]

○専任教員数（案）

専任教員数を現行の5名以上から6名以上に増員

○専任教員（柔道整復師）の要件の見直し（案）

専任教員の要件として、現行の「3年以上実務に従事した後、教員講習会を修了した者」を「5年以上実務に従事し、教員講習会を修了した者」に見直し

○専任教員の定義（案）

大学設置基準第12条を参考として、以下のとおり専任教員の定義を明確化

- ・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- ・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

また、専任教員は、専門分野の養成の質の観点から、臨床実習施設において継続的に臨床に携わることによって臨床能力を高めるよう努めること

3. 専任教員の見直しについて

(3) 専任教員数や要件等の見直しに伴う、指定規則等の見直しについては、以下のとおりとはどうか。

指定規則見直し（イメージ）

第2条（指定基準）

七 教員のうち五六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては四五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。

別表第二（第二条関係）

柔道整復師の免許を取得してから三五年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

3. 専任教員の見直しについて

指導ガイドライン見直し（イメージ）

5 教員に関する事項

(6) 専任教員のうち少なくとも2人は、柔道整復の教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。

(7) 柔道整復師である教員を2人以上専任とすること。

(8) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。

(9) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

(●) 教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。

(●) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。

(●) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力を高めるよう努めるものとする。

4. その他について

(1) 養成施設において備える必要がある備品等の見直しについては、以下のとおりとしてはどうか。

指定規則見直し（イメージ）

第2条（指定基準）

- 九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。
- 十 **基礎医学実習室及び実技実習室**を有すること。
- 十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、~~基礎医学実習室の面積は生徒一人につき二・三一平方メートル以上、~~実技実習室の面積は~~一ベッドにつき六・三~~生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。
- 十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室**及び消毒設備**を有すること。
- 十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 十四 教育上必要な器械器具、~~標本及び~~模型、図書並びにその他の備品を有すること。

4. その他について

指導ガイドライン見直し（イメージ）

別 表

器械器具	一 専門基礎科目用
	イ 解剖学実習用機器（動物解剖台、動物解剖道具を含む。）
	ロ 生理学実習用機器（血圧計、聴診器、 肺活量計 を含む。）
	ハ 整形外科・リハビリテーション医学実習用機器（赤外線治療器、ギプス 等 、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。）
	ニ 救急外科学実習用機器
	ホ 装具（十種類以上、プリントを含む。）
	ヘ 顕微鏡及びシャーカステン
	二 専門科目用
	イ 固定用具一式（副木を含む。）
	ロ 骨折治療台
ハ 物理療法実習用機器（各種電法、低周波治療法器を含む。）	
標本及び模型	人体骨格模型（等身大）、人体解剖模型、循環器模型、神経系模型（中枢神経及び末梢神経を含むもの）、味覚器模型、聴覚器模型、嗅覚器模型、視覚器模型、触覚器模型（外皮）、関節種類模型（八種以上）、上・下肢解剖模型、脊髓横断模型及び実習モデル人型
図書	一 教育上必要な専門図書（ <u>電子書籍を含む</u> ） 千冊以上
	二 学術雑誌（ <u>電子書籍を含む</u> 十種類以上）
その他の備品	ベッド及びその附属品（生徒三人につき一組以上）

4. その他について

[前回までの議論の内容]

○新カリキュラムの適用（案）

平成30年4月1日施行（平成30年度の入学生から新カリキュラムの適用）

○専任教員数の適用（案）

平成30年4月1日施行（ただし、平成31年度までは5人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その数が30人までを増すごとに1を加えた数）とすることができる。）

○専任教員の要件の見直しの適用（案）

平成32年4月1日施行